

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第15号）

美囊郡吉川町が廃止されその区域が三木市に編入されること、神崎郡神崎町及び大河内町が廃止されその区域をもって新たに神河町が設置されること等に伴い、運転免許証の更新を申請する場合等の経由先に関する規定及び自動車の積載物の高さの制限に関する規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第 1121 号

三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

平成17年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
戸 田	栃 谷	689の一部	戸 田	中 尾
		689の一部		西 谷
	西 谷	1872の33の一部 1872の36の一部 1872の37の一部 1872の62の一部 1874の一部 1875の一部 1875の1から1875の3までの各一部		中 尾

備考 地番は、平成17年7月20日現在の地番である。

兵庫県告示第 1122 号

美囊郡吉川町の区域の三木市への編入に伴い、三木市の区域内において、平成17年10月24日から、次のとおり、字の名称を変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

平成17年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前 の 大 字	変 更 後 の 大 字
稲 田	吉 川 町 稲 田
金 会	吉 川 町 金 会
福 吉	吉 川 町 福 吉
毘 沙 門	吉 川 町 毘 沙 門
市 野 瀬	吉 川 町 市 野 瀬
東 田	吉 川 町 東 田
楠 原	吉 川 町 楠 原
豊 岡	吉 川 町 豊 岡
水 上	吉 川 町 水 上

奥 谷	吉 川 町 奥 谷
吉 安	吉 川 町 吉 安
大 沢	吉 川 町 大 沢
大 畑	吉 川 町 大 畑
鍛 冶 屋	吉 川 町 鍛 冶 屋
貸 潮	吉 川 町 貸 潮
渡 瀬	吉 川 町 渡 瀬
山 上	吉 川 町 山 上
長 谷	吉 川 町 長 谷
上 松	吉 川 町 上 松
田 谷	吉 川 町 田 谷
法 光 寺	吉 川 町 法 光 寺
湯 谷	吉 川 町 湯 谷
西 奥	吉 川 町 西 奥
米 田	吉 川 町 米 田
みなぎ台一丁目	吉川町みなぎ台一丁目
みなぎ台二丁目	吉川町みなぎ台二丁目
新 田	吉 川 町 新 田
上 荒 川	吉 川 町 上 荒 川
畑 枝	吉 川 町 畑 枝
福 井	吉 川 町 福 井
富 岡	吉 川 町 富 岡
前 田	吉 川 町 前 田
上 中	吉 川 町 上 中
古 川	吉 川 町 古 川
実 楽	吉 川 町 実 楽
古 市	吉 川 町 古 市
有 安	吉 川 町 有 安



兵庫県告示第 1123 号

平成17年10月24日から美囊郡吉川町を廃し、その区域を三木市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成17年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

86,117人

兵庫県告示第 1124 号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成17年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成18年2月12日（日）

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午前10時から正午まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験

午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地 試 験 場

所 在 地

神 戸 県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63

姫 路 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

姫路市書写2167

西 宮 大手前大学西宮キャンパス

西宮市御茶家所町6-42

加古川 県立農業高等学校

加古川市平岡町新在家902-4

豊 岡 県立但馬技術大学校

豊岡市九日市上町660-5

篠 山 県立篠山産業高等学校

篠山市郡家403-1

洲 本 県立洲本実業高等学校

洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

ア 物理学及び化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

ア 燃焼及び消火に関する基礎知識

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けて